



加速器・ビーム科学部会 部会賞表彰細則

平成 28 年 3 月 28 日 第 35 回加速器・ビーム科学部会全体会議承認

(目的)

第 1 条 本細則は「加速器・ビーム科学部会規約」第 1 条，第 3 条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110) 第 1 条に基づき，加速器・ビーム科学部会部会賞（以下，「部会賞」という）の種類，表彰時期および選考方法等について定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 加速器・ビーム科学分野の発展に顕著な貢献をした個人またはグループを表彰し，今後益々の発展を図る。

(種類と対象)

第 3 条 部会賞として以下の賞を設ける。

- (1) 学術賞：原則として推薦期限を起点とする過去 3 年間に，学会発行の「英文論文誌」，「和文論文誌」，「学会誌」，学会発行の図書，または，加速器・ビーム科学部会が認める研究会および国際会議等の論文集ならびに国内外論文誌のいずれかに掲載された研究論文，技術報告および技術資料を対象とする。査読の有無は問わない。
 - (2) 優秀講演賞：日本原子力学会「春の年会」および「秋の大会」における，加速器・ビーム科学分野に関する優れた口頭発表（登壇者）を対象とする。
 - (3) 貢献賞：加速器・ビーム科学分野において顕著な学術または技術上の業績のあった個人またはグループを対象とする。
- 2 各賞の受賞者は，原則として加速器・ビーム科学部会員とする。
 - 3 学術賞の授与は 1 件程度とする。
 - 4 優秀講演賞の授与は「春の年会」および「秋の大会」につき 1 件程度とする。

(表彰時期，本賞および副賞)

- 第 4 条 学術賞および貢献賞は「春の年会」時に開催される部会全体会議において授与する。
- 2 優秀講演賞は審査対象の次期の年会・大会等で開催される部会全体会議において授与する。
 - 3 本賞は，学術賞，優秀講演賞および貢献賞ともに 1 件につき 1 枚の表彰状とする。ただし，グループへの授与にあたっては受賞者全員の氏名を列記し，代表者 1 名に表彰状を授与する。
 - 4 副賞は授与しない。

(選考登録)

- 第 5 条 学術賞および貢献賞については，加速器・ビーム科学部会員の推薦応募（自薦含む）ならびに選考委員による推薦による。
- 2 優秀講演賞については，登壇者もしくは共同発表者の応募による事前登録制とする。

(選考小委員会)

第 6 条 部会賞選考のために，部会賞選考小委員会（以下，「選考小委員会」という）を設置する。

- 2 選考小委員会は、選考小委員会委員長、副委員長および選考委員 2 名以上をもって組織する。選考委員は、運営委員、加速器・ビーム科学部会員、その他の学識経験者より選考小委員会委員長が選任し、部会長との合意により、部会長が委嘱する。なお、委員氏名は非公開とする。
- 3 選考小委員会委員長には副部会長をあて、部会長がこれを委嘱する。
- 4 選考小委員会委員長は必要に応じて選考小委員会を開催して会務を総括する。選考小委員会委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(募集および告知)

- 第 7 条 学術賞については、原則として毎年 2 月 1 日より 2 月末日までの期間に候補者の推薦を受け付ける。推薦者は、部会賞の種類、研究論文等の題目、研究論文等の別刷、推薦理由等を記載した推薦書 1 通を選考小委員会委員長に送付する。
- 2 優秀講演賞については、原則として年会・大会等の開始日の 30 日前より 14 日前までの期間に選考登録を受け付ける。応募者は、部会賞の種類、講演番号、講演タイトル、応募者氏名および連絡先を委員長に送付する。
 - 3 貢献賞については、原則として毎年 2 月 1 日より 2 月末日までの期間に候補者の推薦を受け付ける。推薦者は、部会賞の種類、推薦理由等を記載した推薦書 1 通を選考小委員会委員長に送付する。
 - 4 1～3 項については、加速器・ビーム科学部会メーリングリストおよびホームページにより告知する。

(選考方法)

- 第 8 条 選考小委員会は、学術賞の受賞候補者および優秀講演賞の応募講演について、選考・評価をおこなう。ただし、受賞候補者、推薦者および応募者は選考者になることはできない。
- 2 選考小委員会は、各部会賞の受賞候補者を決定して、運営小委員会に報告する。
 - 3 運営小委員会は、選考小委員会の報告を審議して、受賞者を決定する。

(選考結果報告)

第 9 条 表彰決定後、選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

(改定)

第 10 条 本細則の改定は、加速器・ビーム科学部会運営小委員会が決定し、加速器・ビーム科学部会全体会議、部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

(その他)

第 11 条 本細則に定めるものの他は、選考小委員会の定めるところによる。

附則

- 1 平成 24 年 3 月 21 日 第 27 回加速器・ビーム科学部会全体会議，同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 16 年 9 月 15 日 「部会賞規程」として制定
 - ② 平成 24 年 3 月 21 日 学会管理の内規に変更。第 27 回加速器・ビーム科学部会全体会議制定

- ③ 平成 27 年 9 月 11 日 第 34 回加速器・ビーム科学部会全体会議承認，平成 27 年 12 月 14 日 第 2 回部会等運営委員会報告，平成 28 年 1 月 26 日 第 6 回理事会報告
- ④ 平成 28 年 3 月 28 日 「加速器・ビーム科学部会部会賞表彰細則」に変更 平成 27 年度第 1 回加速器・ビーム科学部会運営小委員会承認，平成 28 年 3 月 28 日 第 35 回加速器・ビーム科学部会全体会議報告，平成 28 年 6 月 17 日 部会等運営委員会メール報告，平成 28 年 7 月 28 日 第 2 回理事会報告

附則

- 1 平成 27 年 9 月 11 日承認の内規は，加速器・ビーム科学部会全体会議承認の日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 28 日承認の細則は，加速器・ビーム科学部会運営小委員会承認の日から施行する。